

審議事項 3 「施策の展開」について

【審議事項】

基本目標や施策の展開の整理にあたっての考え方について問題はないか（特に男女共同参画基本計画（現行計画）に新たに追加した部分）

（説明）プラン及び男女共同参画基本計画の施策の展開は「基本目標－基本的方向－施策の方向性」で細分化して整理している。

基本目標は男女共同参画基本計画の 4 つから、プランでは 3 つに整理した。

男女共同参画基本計画の 18 の施策の方向性は全てプランに盛り込まれている。

本プランの一部は、他の法律に基づく市の基本計画を兼ねる。（女性活躍推進計画・DV 防止基本計画・困難女性支援基本計画）

1 基本目標について

プランの基本目標	対応する男女共同参画基本計画での基本目標等	プラン作成時の整理の考え方
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進	・基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の促進	・各分野でジェンダー平等の意識を高めていく必要がある。 ・意識改革は、啓発（学習機会）だけでなく、環境整備との両輪で取り組む必要がある。
基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進	・基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ・基本目標Ⅲ 誰もが働きやすい環境づくり	・女性活躍推進法に基づく市の基本計画に位置付ける（現行計画の関係部分であるを基本目標Ⅱ・Ⅲの関係部分を集約）。 ・「女性の経済的自立」に向けた取組を重点化し、女性活躍をより一層推進する。
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現	・基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の形成 ・「DV 防止基本計画」	・「DV 防止基本計画」を包括し、DV 防止法及び困難女性支援法に定める市の基本計画に位置付ける。 ・性暴力被害に関する啓発を追加する。 ・皆が安心して暮らせる社会の実現に向け、多様性を尊重する環境を整備する。（性別・年齢・障害。国や道の体系を反映。） ・仕事と健康を両立するため、男女相互の健康への理解促進と、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。

2 施策の方向性について

- 現行計画欄（表の左から2番目）の番号標記は、「基本目標－基本的方向－施策の方向性」を示します。
- 現行計画の基本的方向については説明を省略します。また現行計画は基本的方向の番号設定の方法がプランと異なり、通し番号となっています。番号は審議に影響はないため、この資料では基本的方向の番号である2つ目の算用数字は無視してください。（例：基本目標Ⅰ-基本的方向1-施策の方向性1）＝Ⅰ-1-(1)。真ん中の「1」は無視する。）

※「事業の例（過年度）」（表の右端）は、施策の方向性をイメージする一助のために【参考として】過去の具体的な事業例や内容からピックアップして記載したものです。プランの施行後（R8年度以降）に同名称・同内容の事業を実施することを示すものではありません。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

基本的方向1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例（過年度）
施策の方向性1 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進	・Ⅰ-1-(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ・Ⅰ-1-(2) 性別にとらわれない職業意識の醸成、意識啓発の実施 ・Ⅰ-1-(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	・「人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習」として整理。	・出前講座の実施 ・インターンシップの実施（高校生） ・百寿大学、シニア大学
施策の方向性2 ジェンダー平等の視点に立った活動への支援	・Ⅱ-3-(3) 男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供及び活動への支援	・市民団体等への支援は、Ⅰ－1「ジェンダー平等の視点に立った活動への支援」として整理。	・男女共同参画団体の活動支援
施策の方向性3 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実	・ <u>今回のプランで新規追加</u>	・あらゆる場面において、相談機会の充実が重要であることため追加。	・女性相談 ・LGBTQ 電話相談・LINE 相談 ・相談員スキルアップ研修
施策の方向性4 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信	・ <u>今回のプランで新規追加</u>	・あらゆる場面において、市民に対する十分な周知と情報発信が重要であるため追加。	・女性活躍研修 ・男女共同参画研修 ・多様な働き方セミナー



基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

基本的方向1 働く場におけるジェンダー平等の推進

女性活躍推進計画

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性1 政策・方針決定への女性の参画の拡大	・Ⅱ-2-(1) 女性の登用の促進 ・Ⅱ-2-(2) 女性の能力や感性を活かすための環境整備 ・Ⅲ-4-(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ・Ⅲ-4-(2) 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備	・文言の整理。基本的な考え方は維持。	・旭川市役所における女性の登用 ・市の附属機関委員の選任基準の運用管理 ・企業における職場環境づくり ・就業相談の実施 ・新規創業支援
施策の方向性2 女性活躍のさらなる推進のための意識改革	<u>・今回のプランで新規追加</u>	・女性活躍をより一層推進するため追加。	・女性活躍研修 ・女性起業家育成事業 ・女性デジタル人材育成事業
施策の方向性3 誰もが働きやすい就業環境の整備	<u>・今回のプランで新規追加</u>	・女性活躍をより一層推進するため追加。	・キャリアの保健室事業



基本的方向2 家庭生活におけるジェンダー平等の推進

女性活躍推進計画

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性1 男性の家庭生活への参画の促進	・Ⅲ-5-(1) 男女が仕事と家庭生活を両立できる働き方改革	・文言の整理。基本的な考え方は維持	・多様な働き方推進事業者表彰 ・経営革新・販路拡大等支援
施策の方向性2 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実	・Ⅲ-5-(2) 子育て・介護の支援体制の充実と固定的役割分担意識の解消	・文言の整理。基本的な考え方は維持	・乳幼児・幼児に関する健康相談の実施 ・介護119番(介護総合相談)

基本的方向3 多様な働き方への支援

女性活躍推進計画

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性1 就業ニーズに応じた支援	Ⅲ-4-(3) 女性起業家の支援等さらなる女性活躍の促進	・男女共にキャリアを中断することなく長く就労継続するためには、多様な就業形態の充実が重要であるため	・男女共同参画啓発講座 ・多様な働き方セミナー
施策の方向性2 起業支援の充実			・女性起業家育成事業 ・女性デジタル人材育成事業

基本的方向4 地域におけるジェンダー平等の推進

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性1 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成	・Ⅱ-3-(1) 地域活動における男女共同参画の促進	・文言の整理。基本的な考え方は維持。	・地域まちづくり推進協議会委員への女性の登用促進
施策の方向性2 ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり	・Ⅱ-3-(2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	・文言の整理。基本的な考え方は維持。	・防災講習会の開催

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

基本的方向1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶

DV 防止基本計画

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性 1 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり	・Ⅳ-6-(1) DV等の防止のための啓発と被害者の支援	・DV 防止基本計画に対応する部分をⅢ-1「ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶」として整理するため、「基盤づくり」とし、より幅広い支援を包括する文言とする。	・母子生活支援施設 ・民間シェルターの施設確保に要する費用の一部補助 ・小中学校職員研修の実施
施策の方向性 2 DV 被害者への支援体制の充実	・Ⅳ-6-(2) 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携	・DV 防止基本計画に対応する部分をⅢ-1「ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶」として整理するため、「支援体制充実」とし、より幅広い支援を包括する文言とする。	・女性相談 ・中学3年生女子への女性相談窓口の周知 ・施設等への同行支援 ・市民相談 ・相談員スキルアップ研修 ・学習支援ボランティア事業 ・市窓口での被害者の個人情報の保護及び情報の適切な管理 ・各種手続きや制度に関する情報提供
施策の方向性 3 性暴力・性被害に関する啓発	<u>・今回のプランで新規追加 (DV 防止基本計画から)</u>	・DV 防止基本計画にある性暴力に関する項目を追加。	・デート DV パンフレットの配布 ・出前講座 ・小中学校職員研修



基本的方向 2 多様性を尊重する環境の整備

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性 1 多様な性のあり方への理解促進の支援	IV-6-(3) 性別による人権侵害防止等に関する啓発 IV-7-(2) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発	・社会での多様な性あり方をはじめとした多様性受容の意識浸透を受けたもの。	・旭川市パートナーシップ宣誓制度 ・LGBTQ 電話相談・LINE 相談 ・生命（いのち）の安全教育等の実施
施策の方向性 2 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備	<u>・今回のプランで新規追加</u>	・社会での多様な性あり方をはじめとした多様性受容の意識浸透を受けたもの。 ・国や道の体系を反映し、多様な性（施策の方向性 1）に加え、高齢者と障がい者を追加	・心身の健康保持・増進や介護予防に関わる情報の発信等 ・地域における介護予防の実施及び主体的な取組の支援 ・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路の整備





基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援

困難女性支援基本計画

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性1 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援	<u>・今回のプランで新規追加 (DV防止基本計画から。(困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画部分))</u>	・DV防止基本計画にある困難女性に関する項目を追加	・相談機関や各種制度に関する窓口の情報提供 ・手続き窓口や施設に同行支援の実施
施策の方向性2 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実		・DV防止基本計画にある困難女性に関する項目を追加	・性別にかかわらず相談しやすい環境の整備 ・関係機関と情報共有を行い、被害者が適切な支援を受けられるよう支援

基本的方向4 生涯を通じた健康支援

プランの施策の方向性	現行計画での施策の方向性の項目	プラン作成時の整理の考え方	事業の例
施策の方向性1 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進	・IV-7-(1) 保健・医療体制の充実とライフステージに応じた健康推進	・特に女性の就労継続に影響が大きい「女性特有の健康課題」を割り当てる。	・妊婦健康診査に係る費用の助成 ・助産施設の利用
施策の方向性2 ライフステージに応じた健康づくりの推進		・「女性特有の健康課題」以外を割り当てる。	・がん検診の実施 ・食生活改善地区組織活動の実施 ・学校施設スポーツ開放事業